

社会福祉法人徳島市社会福祉協議会役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2)「業務執行役員」とは、本会会長及び本会定款第18条第3項に定める業務執行理事たる常務理事をいう。
- (3)常勤の役員とは、役員のうち、この法人の常務を処理する常務理事をいう。
- (4)報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。

(役員報酬等)

第3条 役員は、無報酬とする。ただし、業務執行役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 業務執行役員である会長には職務執行対価として次条で定める定例報酬を支給することができる。また、常勤の業務執行役員である常務理事については、次条に定める報酬及び賞与を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 会長及び常務理事に対する報酬等の総額については、上限額を年額380万円とする。

- 2 会長の報酬として月額3万円を支給する。また、常務理事に対する報酬については月額218,900円とし、期末手当については、年間3.3か月分を支給することができる。

(報酬等の支払日)

第5条 報酬は当月20日に支給する。

- 2 期末手当は、6月15日及び12月10日に支給する。
- 3 前項及び前々項の規定にかかわらず、当該日が休日等（国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。）にあたるときは、これを繰り上げる。

(公表)

第6条 本会は、本規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、この規程をもって公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。